



令和 **9** 年度まで
助成大幅 **アップ!**

木造住宅の 除却(解体)工事 助成制度案内

対象建築物 (区内全域)

以下のすべてにあてはまるもの

- **昭和56年5月31日以前に建築された 木造2階建て以下の住宅**
(旧耐震基準)
- **個人所有の建物**

併用住宅の取扱い ▶ 店舗や事務所、工場などと併用している場合は、住宅部分が1/2以上であるものを対象とする

対象外となる建物の例 ▶ 鉄骨造やRC造など木造以外の部分が床面積の1/2以上を占める建物は対象外(詳細はお問合せください)

《注意》耐震改修工事の助成を受けたものや、同種の助成を受けているものについては重複申請はできません

対象者

- **建築物の所有者**

共有の場合▶代表者

※共有の場合は、代表者以外の所有者全員の同意が必要です

助成額

除却(解体)工事費用の **全額**

- **戸建て・長屋** **200万円** まで
- **共同住宅**(賃貸アパート等) **300万円** まで

注意事項

- 期限内に除却(解体)工事を終えて完了届を提出できる工事が対象になります。
- 契約内容が変更になる場合(地中埋設物など)▶ 変更契約の前に区へ連絡してください。変更届出書または変更申請書、変更内容を示すもの(撤去物の写真、変更見積書など)が必要になります。
- 助成の対象になる費用と対象外費用があります。

対象になる例 ▶ アスベストの調査・撤去費、塀の全撤去、ガードマン、道路使用許可、等

対象外の例 ▶ 樹木・庭石・家屋内外の残置物・別棟の物置の撤去、塀の部分撤去、手続き代行費、等

申請期限 **申込み ▶ 令和8年12月4日(金)** **完了届 ▶ 令和9年1月29日(金)**

お問合せ

品川区 建築課 **耐震化促進担当**

電話 03-5742-6634 Fax 03-5742-6898
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階



区ホームページから
電子申請できます!

令和8年度版 4月改定

手続きの流れと書類《除却(解体)工事》

1 助成金交付申請書を提出

《申請時に必要な書類》

- 『住宅等耐震改修工事等助成金交付申請書【除却】』
- 全部事項証明書(建物)のみ(3か月以内)
- 固定資産税納税通知書・課税明細書(最新年度)
- 本人確認書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)、住民票等)
- 建物の位置が特定できる地図(住宅地図など)
- 現地写真(建物全体および道路側から敷地全体が写っていること、※撮影日記載、一週間以内に撮影したもの)
- 誰でもできる我が家の耐震診断(HPIにリンクあり)
- 除却工事見積書(内訳含む)
- 工程表(予定)

《該当する方のみ必要な書類》

- 委任状(所有者が複数の場合、全員分)
- 間取り図、面積表(併用住宅の場合:住宅部分が1/2以上か確認するため)

共同住宅の場合

- 間取り図等、共同住宅とわかる書類
- 共用部の写真(共用廊下、各住戸玄関扉、個別電気メーター等)

【特記事項】

所有者が登記されていない場合

- ➔ 事前に相談してください
(例) 売買: 売買契約書と履行確認書類(領収書等)
(例) 相続: 遺産分割協議書と戸籍謄本、住民票など

新築と除却工事が同一契約の場合

- ➔ 事前に相談してください
(例) 交付決定前に新築の契約を行う場合、除却工事分は交付決定後に追加変更等で契約してください

《注意》添付書類はすべて写し(コピー)で問題ありません
書類は3か月以内に取得したものが有効です

書類を提出してから約2週間、審査の時間がかかります

2 区から 交付決定通知書 が届く

交付決定後、契約・工事に着手してください(※交付決定前の契約・着手は助成対象外となります)

【確認事項】・交付決定日以降の契約日になっていること

・申請者が契約者になっていること

・契約書に解体場所(住所)、工事期間が正しく記載されていること

3 工事契約を締結・着手届を提出

- 『住宅等耐震改修工事等着手届』 □ 契約書(写し) □ 工程表(変更がある場合)

4 解体工事を実施・完了写真を撮影

工事終了後、費用を支払い、解体後の更地(敷地全体)の写真を撮影してください

5 速やかに 完了届を提出

- 『住宅等耐震改修工事等完了届』 □ 領収書 □ 完了時(更地)の現地写真(撮影日記載)

6 区から助成金額確定通知書 が届く

金額を確認して交付請求書を提出してください

7 助成金交付請求書を提出

- 『住宅等耐震改修工事等助成金交付請求書』
- 口座振替依頼書

8 指定口座に入金

提出から約1か月後に入金予定です

申請内容に変更があった場合

➔ 変更契約前に手続きが必要です

助成額に変更がない場合

- 「住宅等耐震改修工事等変更届出書」

助成額に変更がある場合

- 「住宅等耐震改修工事等変更申請書」

【共通】

- 変更内容がわかる書類

(例) 地中埋設物▶処分前の現地写真、見積等

(例) 申請者変更▶戸籍・除籍謄本、住民票等

※変更申請の場合は、変更決定通知後に変更契約を行う必要があるため、すぐにご連絡ください

上記の各種申請書は区ホームページから取得できます。